

12月4日～10日は人権週間

令和元年度人権啓発活動重点目標

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち
未来へつなげよう 違いを認め合う心～

亀山市人権施策基本方針 基本理念

みがこう、人権感覚 広げよう、人権の視点
めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち

人権週間

とは、法務省および全国人権擁護委員連合会が定める12月4日～10日(人権デー)の1週間です。これは、世界人権宣言の意義を広く訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的にしています。

亀山市でも人権週間に合わせて、さまざまな啓発活動を実施していきます。



～人権週間中の取り組み～

■街頭啓発

人権擁護委員と啓発物品の配布を行います。

とき 12月6日(金) 午前10時～11時

ところ 亀山エコータウン本館
フーズアイランド関店

■ヒューマンフェスタ in 亀山

人権について知ってもらうイベントです。

とき 12月7日(土) 午前10時～午後2時50分

ところ 亀山東小学校体育館

■特設人権相談

人権擁護委員はあなたの街の身近な相談相手です。人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、皆さんの人権が尊重されるように活動している民間の方々です。

隣近所のもめごと、家族間の問題(離婚や扶養、相続等)、いじめや体罰、職場でのセクハラ、DVなどでお悩みの人は、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。

とき ①12月6日(金)

②12月9日(月)

※時間はいずれも午後1時～3時

ところ ①市役所1階市民対話室、あいあい1階個別相談室、関支所1階応接室1

②市役所西庁舎1階南小会議室

人権擁護委員 関 弘江 西川 省三
多田 照和 上原 つゆ子
須川 幸弘 宮崎 司
草川 美幸 井上 恭司
服部 洋子

■電話による相談

人権に関する問題でお困りの場合は、法務局の人権相談をご利用ください。

●みんなの人権110番

(☎0570-003-110)

●子どもの人権110番

(☎0120-007-110)

●女性の人権ホットライン

(☎0570-070-810)

受付時間 いずれも平日午前8時30分～午後5時15分

令和元年度「人権週間」強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 同和問題(部落差別)を解消しよう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 外国人の人権を尊重しよう
- H I V感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

問合せ 文化スポーツ課文化共生グループ (☎96-1223)